

自由民主党 自動車議連 政策懇談会 「トラック運送業界からの最重点要望事項」

令和4年11月21日



燃料油価格激変緩和措置の延長

トラック運送業界は、社会インフラとして、国民の命と暮らしを守り、産業経済活動を支えるために必要なエッセンシャル事業であることの使命感をもって、日夜敢行して貨物運送を行っている。

現在、燃料油価格の激変緩和策について、長引く原油価格の高騰・乱高下がコロナ禍からの経済回復や国民生活への悪影響を与えることを防ぐ観点から、軽油を使用するトラック運送事業者を対象に、令和4年12月末までを期限として実施されている。

激変緩和措置の導入は、時期を得た適切な判断として一定の評価がされているものの、急激な円安やOPECによる減産等の影響もあり、依然として燃料油価格は高止まりの状況にあることから、少なくとも現行水準を維持し、激変緩和措置のさらなる延長をお願いしたい。

自動車税制及び予算関連について

1. 中小企業投資促進税制の延長

車両総重量3.5トン以上の普通貨物自動車を対象となっている中小企業投資促進税制の適用期限の延長

2. 自動車関係諸税の軽減

- ①トラックの取得・保有・走行の各段階における過重で複雑な自動車関係諸税の簡素化・軽減
- ②自動車重量税のエコカー減税、自動車税の環境性能割特例措置、ASV(先進安全自動車)特例措置及び自動車税グリーン化特例等、各種特例措置の延長

3. 労働生産性の向上に対する支援

農産品輸送など手荷役が伴う輸送に係るパレット規格や外装の標準化、パレットの回収等運用ルールの確立等パレット化の推進及び荷役作業の効率化に資するテールゲートリフターやロボット点呼機器等生産性向上に資する機器・システムの導入、大型免許等取得助成等働き方改革に取り組むための支援策の充実・拡大をお願いしたい。

物流基盤の整備

平常時・災害時を問わず安定的な輸送を確保する等、トラック運送事業者がより道路を活用できるよう、以下の施策を講じられたい。

1. 高速道路ネットワークの整備・充実

- ① 「重要物流道路」の指定、指定道路への集中投資
- ② 暫定2車線区間の4車線化
- ③ ミッシングリンクの解消
- ④ 渋滞対策の推進 等

2. 休憩・休息施設、中継物流拠点の整備・拡充

- ① 高速道路のSA・PA、道の駅における駐車スペースの整備・拡充
- ② シャワー施設等、休憩・休息施設の充実
- ③ 中継物流拠点の全国展開による中継輸送の推進

高速道路料金等の引下げ

トラック輸送にとって、高速道路の利用は、ドライバーの拘束時間短縮等働き方改革の実現、輸送時間の短縮及び定時制の確保等生産性の向上の実現に不可欠のものであり、国民生活と経済のライフラインとしての機能を果たす営業用トラックについて、以下の措置を講じられたい。

1. 大口・多頻度割引を実質50%割引に拡充(NEXCO3社)

2. 労働環境改善および交通流動最適化を図る料金制度

① 3つの料金水準の引下げ(NEXCO3社)

(現行 普通区間 24.6円/km、大都市近郊区間 29.52円/km、海峡部等特別区間 108.1円/km)

② 長距離逓減割引の拡充(NEXCO3社)

③ 深夜割引の拡充(NEXCO3社) (現在:0時~4時 → 要望:22時~5時)

3. 首都高速、阪神高速、本四高速における割引制度の拡充

改正貨物自動車運送事業法に係る

「荷主対策の深度化」「標準的な運賃」時限措置延長について

働き方改革を推進することを目的として、平成30年12月の改正貨物自動車運送事業法により、「規制の適正化」、「事業者が遵守すべき事項の明確化」、「荷主対策の深度化」、「標準的な運賃の告示制度」の4項目が措置された。

このうち、「荷主対策の深度化」及び「標準的な運賃の告示制度」については、令和6年3月までの時限措置とされているが、「荷主対策の深度化」に関しては長時間の荷待ちや荷役作業等の削減に対し荷主の理解が進んでおらず、また「標準的な運賃」に関しては、新型コロナの影響に加え、燃料油価格の高騰により、価格転嫁が行えず厳しい経営環境が続いている状況である。

つきましては、「荷主対策の深度化」及び「標準的な運賃の告示制度」について、令和6年3月までの時限措置の延長に向けて、ご支援、ご指導をお願いしたい。